

東日本高速道路株式会社の高速道路に係る料金の徴収施設
及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法新旧対照表

(下線は変更部分を示す。)

新	旧
<p>(適用)</p> <p>第1条 法第24条第1項の規定に<u>おける運転者が通行させる</u>自動車その他の車両（以下「通行車両」という。）は、この通行方法に従って当社の高速道路の料金の徴収施設及びその付近を通行しなければならない。</p> <p>第2条～第12条 (略)</p>	<p>(適用)</p> <p>第1条 当社が法第24条第1項の規定に基づき料金を徴収する自動車その他の車両（以下「通行車両」という。）は、この通行方法に従って当社の高速道路の料金の徴収施設及びその付近を通行しなければならない。</p> <p>第2条～第12条 (略)</p>